農業の雇用シリーズ 3

初めての

労働保険・社会保険

第６版

1. 労働保険と社会保険
2. 労働保険と社会保険の保険料の負担
3. パートタイム労働者等の労働・社会保険
4. 健康保険と厚生年金の適用除外者
5. 労災保険
6. 雇用保険
7. 健康保険
8. 農業従事者が加入する年金
9. どんな手続きが必要か

特定社会保険労務士　入来院　重宏

1　労働保険と社会保険…… 5

2　労働保険と社会保険の保険料の負担…… 8

3　パートタイム労働者等の労働・社会保険…… 9

4　健康保険と厚生年金の適用除外者…… 10

（1）臨時に使用される者 …… 10

①　2か月以内の期間を定めて使用される者…… 10

②　日々雇い入れられる者…… 10

（2）季節的業務に使用される者 …… 10

5　労災保険…… 10

（1）労災保険の事業の種類の決定方法 …… 10

①　事業の単位…… 10

②　事業の種類…… 10

（2）労災保険の目的 …… 11

（3）労災保険の適用事業 …… 11

（4）業務遂行性と業務起因性 …… 12

（5）労災保険の保険給付の基本的なフローチャート …… 13

（6）通勤災害 …… 13

（7）労災保険による給付 …… 14

（8）特別支給金の種類 …… 14

6　雇用保険…… 15

（1）雇用保険の目的と適用 …… 15

（2）被保険者の範囲 …… 15

（3）雇用保険の失業等給付の種類 …… 15

（4）基本手当（求職者給付）…… 16

①　基本手当の給付率と上限額…… 16

②　基本手当の受給資格…… 16

③　基本手当の給付日数…… 16
イ　一般・就職困難者…… 16
ロ　特定受給資格者・特定理由離職者…… 17

7　健康保険…… 17
（1）健康保険の目的 …… 17
（2）被扶養者 …… 18
○生計維持の基準について…… 18
イ　認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合…… 18
ロ　認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合…… 18
（3）健康保険の保険給付 …… 19
（4）医療費の自己負担分 …… 19
〈被保険者の一部負担金〉…… 19
〈被扶養者の一部負担金〉…… 20

8　農業従事者が加入する年金…… 20

9　どんな手続きが必要か…… 21
（1）労働保険を新規に適用するときの手続きは？ …… 21
（2）社会保険を新規に適用するときの手続きは？ …… 23
（3）従業員を雇い入れたときの労働保険の手続きは？ …… 24
（4）従業員を雇い入れたときの社会保険の手続きは？ …… 25
（5）従業員が退職したときの労働保険の手続きは？ …… 25
（6）従業員が退職したときの社会保険の手続きは？ …… 26
（7）労働保険と社会保険の主な手続き一覧 …… 27

1 労働保険と社会保険

図１は、主な公的保険の種類をまとめたものです。労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険のことをいい、社会保険は、健康保険、厚生年金保険、国民健康保険、国民年金等のことをいいます。

通常、民間会社等の法人が従業員を雇った場合に加入しなければならない労働・社会保険は、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険の４種類の公的保険です。

＜図１＞　主な公的保険の種類

	労働保険		社会保険					
保険種類	労災保険	雇用保険	健康保険		厚生年金保険	国民健康保険		国民年金
対象	労働者		法人の事業主と労働者			個人事業の事業主と労働者		
保険者	政府		全国健康保険協会	健康保険組合	政府	市町村	国民健康保険組合	政府
窓口	労働基準監督署	公共職業安定所	全国健康保険協会	健康保険組合	年金事務所	市町村	国民健康保険組合	市町村
保険事故	業務上及び通勤途上の病気・けが・死亡	失業など	業務外の病気・けが・死亡・分娩		老齢・障害・死亡	病気・けが・死亡・分娩		老齢・障害・死亡
給付	療養（補償）給付 休業（補償）給付 障害（補償）給付 遺族（補償）給付 傷病（補償）年金 介護（補償）給付 など	求職者給付（基本手当等）、就職促進給付（再就職手当等）など	傷病給付（療養の給付、療養費、傷病手当金、高額療養費等）、出産給付（出産育児一時金、出産手当）、死亡給付（埋葬料等）など		老齢厚生年金 障害厚生年金 遺族厚生年金 など	傷病給付（療養の給付、療養費、高額療養費等） 出産給付（出産育児一時金） 死亡給付（埋葬費） など		老齢基礎年金 障害基礎年金 遺族基礎年金 など
保険料の負担者	事業主	事業主と被保険者（労使で負担）				被保険者（全額自己負担）		

健康保険や厚生年金保険のメリット

・国民年金（基礎年金）の給付額は、40年間フルに保険料を払った場合で月約6.5万円であるのに対して、厚生年金の給付額（平均）は保険料を40年間払った場合で月約16.7万円と大きな差がある。

・障害者になった場合の給付や亡くなった場合の遺族に対する給付も厚生年金に加入している場合には手厚い給付が国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される。

・健康保険には、国民健康保険にはない「傷病手当金制度」や「出産手当金制度」があり、傷病手当金は私傷病で休業した場合に月額賃金の約３分の２相当額が最長１年６月支給され、出産手当金は「産前産後の休業」を取得した場合に同じく月額賃金の約３分の２相当額が休業期間中支給されるなど、休業中の所得保障制度が整備されている。

・社会保険に加入していると、従業員は安心して仕事に専念することができる。また、従業員の家族に対しても大きな安心を与えることになり、優秀な人材の確保にも有利になる。

図２は、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の事業形態別の適用をまとめたものです。農業の場合は、有限会社や株式会社等の一般会社であれば、これらの公的保険は強制加入となりますが、個人経営の事業で常時労働者が５人未満の場合には、「暫定任意適用」といい、事業労働保険（労災保険・雇用保険）は当分の間は任意加入となっており、社会保険（健康保険・厚生年金保険）は従業員の数にかかわらず任意加入となります。また、農事組合法人は、その多くが「従事分量配当」であり、一般会社とは異なった扱いになります。

＜図２＞　農業の労働保険と社会保険の適用

		個人事業	任意組合	農事組合法人		株式会社 有限会社
				従事分量配当制	確定賃金制	
労災保険	個人事業主、任意組合の代表者、農事組合法人の代表理事、会社法人の代表取締役　等	特別加入（任意）※1				
	任意組合の構成員、農事組合法人の組合員（出資者）	×				×
	個人事業主の従業員、農事組合法人の組合員（非出資者）及び従業員、会社法人の従業員	５人以上（強制適用） ５人未満（任意適用）	×	強制適用		
雇用保険	個人事業主、任意組合の代表者、農事組合法人の代表理事、会社法人の代表取締役　等	加入不可				
	任意組合の構成員、農事組合法人の組合員（出資者）	×				×
	個人事業主の従業員、農事組合法人の組合員（非出資者）及び従業員、会社法人の従業員	５人以上（強制適用） ５人未満（任意適用）	×	強制適用		
医療保険	個人事業主、任意組合の代表者、農事組合法人の代表理事、会社法人の代表取締役　等	国民健康保険		健康保険		
	任意組合の構成員、農事組合法人の組合員（出資者）	×				×
	個人事業主の従業員、農事組合法人の組合員（非出資者）及び従業員、会社法人の従業員	国民健康保険※2	×			
年金保険	個人事業主、任意組合の代表者、農事組合法人の代表理事　会社法人の代表取締役　等	国民年金・（農業者年金（任意））		厚生年金保険		
	任意組合の構成員 農事組合法人の組合員（出資者）	×				×
	個人事業主の従業員、農事組合法人の組合員（非出資者）及び従業員、会社法人の従業員	国民年金※3 （農業者年金（任意））	×			

※１特別加入制度を利用すると、従業員５人未満の事業所であっても労災保険の強制適用事業所になります。
※２事業所で使用される者の２分の１以上の同意及び厚生労働大臣の認可があれば健康保険が適用されます。
　ただし、事業主は適用されません。
※３事業所で使用される者の２分の１以上の同意及び厚生労働大臣の認可があれば厚生年金が適用されます。
　ただし、事業主は適用されません。また、厚生年金の加入者は、農業者年金に加入することはできません。

2 労働保険と社会保険の保険料の負担

下図は労働・社会保険料率と負担をまとめたものです。

労働保険と社会保険の保険料の負担は、次のようになります。

○　労災保険は、保険料の全額を事業主が負担

○　雇用保険・健康保険（介護保険）・厚生年金保険は、労使で負担

○　国民健康保険と国民年金の保険料は、全額自己負担

労災保険のみが保険料の全額を事業主が負担し、他は労使で負担します。保険給付は、事業主・従業員からの保険料でまかなわれているわけですが、保険の運営に要する事業費・人件費等は国が負担していますし、保険給付にかかる財源の一部も国から補助金が出ています。労働・社会保険が公的保険といわれる理由です。

労働保険・社会保険の保険料率

（令和７年４月予定）

保　険	全　体	事業主負担	従業員負担
労災保険（農業）	13.0 ／ 1000	13.0 ／ 1000	なし
雇用保険（農業一般） （造園業などの園芸サービス）	16.5 ／ 1000 （14.5 ／ 1000）	10 ／ 1000 （9 ／ 1000）	6.5 ／ 1000 （5.5 ／ 1000）
健康保険（都道府県毎に異なる）〈平均〉	100 ／ 1000	50 ／ 1000	50 ／ 1000
介護保険（※1）	15.9 ／ 1000	7.95 ／ 1000	7.95 ／ 1000
厚生年金保険	183.00 ／ 1000（※2）	91.50 ／ 1000	91.50 ／ 1000

※１）40 歳以上 65 歳未満の従業員にのみ対象となります。

※２）厚生年金の適用事業所は児童手当法によって、事業所に児童手当を受ける者がいる、いないに係らず、事業主は児童手当の拠出金を納付しなければなりません。
これは全額事業主負担で、拠出金額は厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額の総計に拠出金率 3.6／1000 をかけた額です。

● 保険料の計算例

月額給与が20万円（標準報酬月額20万円）の従業員（介護保険料の負担なし）の労働保険と社会保険の保険料は下のようになります。（健康保険は全国平均）

	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金	児童手当	合　計
事業主負担	2,600 円	2,000 円	10,000 円	18,300 円	720 円	33,620 円
従業員負担	負担なし	1,300 円	10,000 円	18,300 円	負担なし	29,600 円
合　計	2,600 円	3,300 円	20,000 円	36,600 円	720 円	63,220 円

3 パートタイム労働者等の労働・社会保険

短時間就労者（パートタイム労働者等）や高齢者等の労働・社会保険の扱いは下表のようになります。（労働・社会保険の適用事業所であることを前提としています）

	労災保険	雇用保険	健康保険・厚生年金保険
パートタイム労働者等	すべて労働者として対象となる	次のいずれにも該当する者で、その者の労働時間、その他の労働条件が就業規則、雇用契約書等において明確に定められている場合は、被保険者となる。 ①１週間の所定労働時間が 20 時間以上 ②反復継続して就労する者（31 日以上継続して雇用されることが見込まれる者）	１日または１週間の労働時間及び１か月の労働日数が、同業の業務に従事する通常の従業員の概ね４分の３以上ある場合は、被保険者となる。 （※ 500 人以下の事業主の場合）
高齢者		被保険者となる。	被保険者となる。ただし､70 歳以上の者は、原則として厚生年金保険には入らず、健康保険のみ加入する。75 歳以上の者は、健康保険も被保険者とならない。
昼間学生		原則として被保険者とならない。ただし、次の者は被保険者となる。 ①卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き当該事業に勤務する予定の者 ②休学中又は一定の出席日数を課程修了の要件としない学校に在学する者（学校の証明書がある場合に限る）であって、当該事業において同種の業務に従事する通常の労働者と同様に勤務し得ると認められる者	１日または１週間の労働時間及び１か月の労働日数が、同業の業務に従事する通常の従業員の概ね４分の３以上ある場合は、被保険者となる。
派遣労働者		登録派遣労働者については、同一の派遣元において、次のいずれかに該当する者については、派遣元で被保険者となる。 ①１週間の所定労働時間が 20 時間以上 ②反復継続して派遣就業する者（31 日以上継続して同一派遣元に雇用されることが見込まれる者等）	１日または１週間の労働時間及び１か月の労働日数が、同業の業務に従事する通常の従業員の概ね４分の３以上ある場合は、派遣元で被保険者となる。 （※ 500 人以下の事業主の場合）

※短時間労働者の社会保険の適用範囲は、2016 年 10 月以降徐々に拡大しています。
・2016 年 10 月～従業員数 500 人超規模、
・2017 年４月～従業員数 500 人以下（労使合意により適用拡大）
・2022 年 10 月～従業員数 100 人超規模
・2024 年 10 月～従業員数 50 人超規模

上記規模の事業所においては、従来の従業員の要件である「正規従業員の所定労働時間および所定労働日数が４分の３未満」に加え、以下の４つの要件をすべてみたす短時間労働者は社会保険の被保険者になります。

- 週の所定労働時間が 20 時間以上あること
- 雇用期間が２か月超見込まれること
- 賃金月額が 8.8 万円以上（年収 106 万円以上）であること
- 学生でないこと

MEMO